

国住参建第392号
令和3年7月21日

株式会社エーティーエム建築
代表取締役 笹川 晋也 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

令和3年度（第1回）サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）の
採択プロジェクトの決定について（通知）

令和3年度（第1回）サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）について、別紙のとおり貴殿の応募された事業を採択することに決定いたしましたので通知いたします。

補助額、附帯条件等については別紙の通りとします。また、交付申請等の方法については別途ご連絡差し上げることとしています。

なお、本件についてのお問い合わせは、別紙に記載の担当者までお願いします。

記

プロジェクト名 エーティーエム建築 LCCM 住宅先導プロジェクト

別紙

1. 提案の部門名

LCCM住宅部門

2. プロジェクト名

エーティーエム建築 LCCM 住宅先導プロジェクト

3. 提案者（代表者）名

株式会社エーティーエム建築 代表取締役 笹川 晋也

4. 補助額等

令和3年度交付申請可能額：国費 5,000 千円、4戸相当

(令和3年度補助上限額：国費 5,000 千円、4戸相当)

令和4年度交付申請可能額：国費 6,250 千円、5戸相当

(令和4年度補助上限額：国費 6,250 千円、5戸相当)

※詳細は同封の『補助額について』を参照すること。

(注意点)

- 採択を受け、貴殿が実施する住宅の仕様が、LCCM住宅部門の基本要件に適合していることを前提として採択している。
- 補助事業の執行状況に応じて、明らかに補助額等の執行が見込めないと判断される場合は、事業完了前であっても採択内容を見直す場合がある。
- 貴殿が今後、翌年度以降の募集に対して提案を行う際には、本採択内容の執行状況等を考慮して審査するので留意すること。
- 補助事業として整備する戸数は、交付申請可能額を上限とし、かつ1戸あたりの補助額が50~125万円の範囲内であれば変更できる。交付申請以降に変更しようとする場合は、速やかに事務事業者（※1）へ相談すること。

5. 附帯条件

①提案時のモデルプランにおける住宅タイプの構造及び構法にないものは、補助対象外とする。

②提案時のモデルプランで想定している内容から基本要件の適合に関わらない範囲（例えば、建具の仕様や設備機器の容量など）での変更は可能とする。ただし、補助額に変更が生じる場合がある。

③効率的な予算執行のため、事務事業者（※1）より、補助事業の執行状況に関する報告を求めるので、速やかに報告すること。

④プロジェクト完成後、原則3年間（特別な事情のある場合は、3年以下で個別に協議）、計画書に基づく運用後のエネルギー使用量の計測結果とCO₂削減効果について報告すること。

⑤エネルギー使用量の計測結果とCO₂削減効果におけるデータの開示を行うこと。

⑥シンポジウムへの参画等、LCCM住宅に係る省CO₂技術の普及啓発に協力すること。また、補助期間終了後、LCCM住宅に係る省CO₂技術に関する調査・評価のため、事後のアンケートやヒアリングに協力すること。

⑦今回評価を受けたLCCM住宅（モデルプランや実績等）について自社のホームページ等を活用し、情報提供に努めること。

6. 留意事項

①原則として、交付決定を受けてから工事に着手すること。ただし、本通知をもって事業の着手は可能とするが、補助金の交付を約束するものではないので留意すること。なお、交付決定前に事業に着手する場合は、事務事業者（※1）に相談すること。また、複数年度に渡るプロジェクトの場合は、全体設計承認申請書を本採択通知日より

- 30日以内又は交付申請までのいずれか早い日までに事務事業者（※1）へ提出すること。
- ②令和3年度内に、令和3年度実施予定分を着手しなかった場合、プロジェクトとしての着手が行われなかつたとみなし、令和4年度実施予定分も含め補助対象とならない。
- ③補助金交付申請等マニュアル（※2）等に従い必要な手続きを行うこと。なお、交付申請以降の手続きについては、必要に応じて事務事業者（※1）に確認すること。
- ④本採択通知をもつて補助事業の要件に適合したことを担保するものではないため、別途第三者評価を取得し表示するなど、事業の実施や運用段階に係る要件を必ず満たすこと。
- ⑤LCCMに関する下記の商標は、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構（以下、「IBEC」という。）により登録されており、IBECによるLCCM住宅認定を受けた住宅の他、本事業のLCCM住宅部門で採択され、補助金が交付された住宅において使用可能となっている。このため、採択や交付決定後であっても、住宅を整備したことを完了実績報告（実績中間報告）し確認を受けるまでに使用する場合は、「予定」や「見込み」と併せて記載するなど、使用には留意すること。
- ・LCCM
 - ・ライフサイクルカーボンマイナス住宅

※1：一般社団法人 環境共生住宅推進協議会 省CO₂先導審査室

TEL: 03-6228-1410 E-mail: co2@kkj.or.jp

URL: <https://www.kkj.or.jp/sustainable/>

※2：補助金交付申請等マニュアルは事務事業者（※1）のHPでダウンロード可能

担当：国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 係員 壽川

TEL 03-5253-8111 (内線：39458)

【重要】必ずご確認ください

「交付申請可能額」・「補助上限額」について

○ 「交付申請可能額」とは

同封の採択通知にて記載されている「交付申請可能額」とは、本通知に基づいて交付申請を行う際の交付申請額の上限を示すものです。

○ 「補助上限額」とは

同封の採択通知にて記載されている「補助上限額」とは、国土交通省が別途、「交付申請可能額」の変更が可能である旨の通知（再採択通知）を行った場合に限り、再採択通知に基づいて変更交付申請を行う際の交付申請額の上限を示すものです。

なお、この再採択通知は、国土交通省が予算の執行状況等を鑑みて特例的に行うものであり、現時点において、具体的な実施が予定されているものではありません。

○ 留意点

※ 「交付申請可能額」を上回る交付申請は、一切認められません。

※複数年度事業の場合は、採択を受けた年度に限らず、任意の時期に再採択通知を行う場合があります。

※再採択通知の発出時期や発出の有無等の個別の質問については、お答えすることができません。